

防 整 施 （ 事 ） 第 1 2 6 号
3 1 . 4 . 1

陸 上 幕 僚 長
海 上 幕 僚 長
航 空 幕 僚 長 殿
各 地 方 防 衛 局 長

事 務 次 官
(公 印 省 略)

飛 行 場 の 設 置 基 準 の 緩 和 に 関 す る 基 準 に つ い て （ 通 達 ）

標 記 に つ い て 、 飛 行 場 及 び 航 空 保 安 施 設 の 設 置 及 び 管 理 の 基 準 に
関 す る 訓 令 （ 昭 和 3 3 年 防 衛 庁 訓 令 第 1 0 5 号 ） 第 3 条 第 2 項 の 規
定 に よ り 、 別 紙 の と お り 定 め ら れ た の で 、 通 達 す る 。

添 付 書 類 ： 別 紙

飛行場の設置基準の緩和に関する基準

飛行場の設置に当たり、飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第105号。以下「訓令」という。）第3条第1項第5号及び別表第1から別表第4までに掲げる基準により難い場合には、以下のとおりとする。

（滑走路及び誘導路）

- 第1 滑走路及び誘導路については、これらを使用する主たる航空機の機種が戦闘機以外（回転翼機を除く。）の場合には、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第51号。以下「省令」という。）第79条第1項第3号に掲げる基準により、当該航空機の機種が回転翼機の場合には、訓令別表第1に掲げる陸上ヘリポートの設置基準により設置することができる。
- 2 滑走路と誘導路の中心間隔は、着陸帯の幅に当該着陸帯を使用する主たる航空機の翼幅を加えて得た値を2で除した値まで引き下げることができる。

（着陸帯）

- 第2 着陸帯については、これを使用する主たる航空機の機種が戦闘機以外（回転翼機を除く。）の場合には、省令第79条第1項第3号に掲げる基準により、当該航空機の機種が回転翼機の場合には、訓令別表第1に掲げる陸上ヘリポートの設置基準により設置することができる。
- 2 着陸拘束装置が設置される飛行場にあつては、滑走路の長辺を両短辺の側に延長する長さ（以下「着陸帯の長さ」という。）を当該着陸拘束装置による航空機の停止距離まで引き下げることができる。

(滑走路端安全区域)

第3 着陸帯の短辺から当該短辺に平行な滑走路端安全区域の辺までの距離は、150メートルから着陸帯の長さを減じた値まで引き下げることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、滑走路端安全区域を設置しないことができる。

- (1) 主たる航空機の機種が回転翼機の場合
- (2) 着陸帯の長さが150メートル以上ある場合
- (3) 着陸拘束装置が設置される場合

(滑走路標識)

第4 滑走路標識については、地理的条件に応じた色彩とすることができる。

(その他)

第5 この通達の実施に当たり疑義が生じた場合には、整備計画局長と協議するものとする。